

kaco-LAB. 会員登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫立県東播磨生活創造センター「かこむ」（以下「かこむ」という）が提供する登録制度「kaco-LAB.」の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 本制度には、次に掲げる会員区分を置く。

(1) 地域活動団体

(2) クリエイター

(3) 企業

2 前項の各会員区分において、次に掲げる会員種別を置く。

(1) 正会員

ア 地域活動団体 年会費 3,000 円

イ クリエイター 年会費 5,000 円

ウ 企業 年会費 10,000 円、5,000 円、3,000 円

(2) 情報会員

(登録申請)

第3条 登録を希望する個人・団体・企業は、次に挙げる書類を「かこむ」に持参提出し、記載内容についてヒアリングを受けること。

(1) kaco-LAB. 申込用紙

(2) その他、リーフレットや会員名簿、会報等活動内容がわかる資料

(登録要件)

第4条 会員は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 主たる活動場所が、東播磨地域であること

(2) 芸術文化、環境、消費生活、健康、福祉等の様々な分野にわたる生涯学習、地域づくり活動（生活創造活動）に取り組んでいること

(3) 活動を通した社会貢献を行っているなど、活動で得た成果を広く県民に還元している、または将来的に還元する予定があること

(4) 正会員は当核年度の会費を納入していること

(5) 18歳未満のメンバーのみで構成される団体あるいは18歳未満の個人は、kaco-LAB. 登録について保護者の同意があること

(6) その他、「かこむ」がふさわしくないと判断する活動をしていないこと

2 前項に加え、各登録区分においては次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地域活動団体 会員数が 2 名以上であること

(2) クリエイター 創作活動をしていること

(3) 企業 東播磨地域に事業所を持つこと

(審査)

第5条 「かこむ」は、個人・団体・企業から登録の申込を受けた場合、その内容を審査し、登録の可否について決定する。

(利用可能施設)

第6条 各会員区分と会員種別において、登録後、下記の施設を利用するとこができる。

(1) 地域活動団体 正会員・情報会員

1階 活動ブース、グループロッカー、メールボックス、ぼっくすぎやらり～

2階 印刷製本室、保育ルーム、和室

(2) クリエイター 正会員・情報会員

1階 コワーキングスペース、グループロッカー、メールボックス、ぼっくすぎやらり～

(登録期限及び継続手続き)

第7条 登録期限は、当該年度の 3 月 31 日までとする。継続して登録を希望する場合は、毎年発行する更新用紙を提出すること。2 年度続けて更新用紙の提出がない場合、登録は抹消される。

(登録の取消)

第8条 個人・団体・企業は解散・活動の長期的な休止等登録を取り消したい事由が発生した場合は、速やかに「かこむ」に申し出ること。また、登録会員の行う活動内容が、第4 条に挙げる登録要件を満たしていないと判断した場合、「かこむ」は登録会員の登録を取り消すことができる。

(登録内容の変更)

第9条 kaco-LAB. 会員の代表者、連絡先等登録内容に変更が生じた場合は速やかに「かこむ」に申し出ること。

(その他)

第10条 上記の条文以外に必要な事項は、「かこむ」において別途協議する。

附則

この登録要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。